

議第 51 号

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市立金山小学校、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を統合するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市立小中学校の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">小学校の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>下呂市立金山小学校</td> <td>下呂市金山町金山2151番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下呂市立馬瀬小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）		下呂市立金山小学校	下呂市金山町金山2151番地	下呂市立馬瀬小学校の項（略）		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">小学校の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>下呂市立金山小学校</td> <td>下呂市金山町金山2151番地</td> </tr> <tr> <td>下呂市立下原小学校</td> <td>下呂市金山町下原町113番地</td> </tr> <tr> <td>下呂市立菅田小学校</td> <td>下呂市金山町菅田桐洞117番地</td> </tr> <tr> <td>下呂市立東第一小学校</td> <td>下呂市金山町祖師野224番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下呂市立馬瀬小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）		下呂市立金山小学校	下呂市金山町金山2151番地	下呂市立下原小学校	下呂市金山町下原町113番地	下呂市立菅田小学校	下呂市金山町菅田桐洞117番地	下呂市立東第一小学校	下呂市金山町祖師野224番地1	下呂市立馬瀬小学校の項（略）	
名称	位置																						
下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）																							
下呂市立金山小学校	下呂市金山町金山2151番地																						
下呂市立馬瀬小学校の項（略）																							
名称	位置																						
下呂市立萩原小学校の項～下呂市立中原小学校の項（略）																							
下呂市立金山小学校	下呂市金山町金山2151番地																						
下呂市立下原小学校	下呂市金山町下原町113番地																						
下呂市立菅田小学校	下呂市金山町菅田桐洞117番地																						
下呂市立東第一小学校	下呂市金山町祖師野224番地1																						
下呂市立馬瀬小学校の項（略）																							
<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">施設使用料（1時間）</th> <th style="width: 45%;">照明使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">市外在住者</th> <th style="width: 15%;">市内在住者</th> <th rowspan="2" style="width: 45%;">照明料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	市外在住者	市内在住者	照明料	萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）				<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">施設使用料（1時間）</th> <th style="width: 45%;">照明使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">市外在住者</th> <th style="width: 15%;">市内在住者</th> <th rowspan="2" style="width: 45%;">照明料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	市外在住者	市内在住者	照明料	萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）			
区分		施設使用料（1時間）		照明使用料																			
	市外在住者	市内在住者	照明料																				
萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）																							
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料																				
	市外在住者	市内在住者	照明料																				
萩原小学校の部～竹原中学校の部（略）																							

改正後						改正前											
金山小 学校	屋内 運動 場	150 円	100 円	60分 310円		金山小 学校	屋内 運動 場	150 円	100 円	60分 310円							
	屋外 運動 場	150 円	100 円	60分 410円			屋外 運動 場	150 円	100 円	60分 410円							
金山中学校の項・馬瀬小学校の項 (略)						下原小 学校	屋内 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>310円</u>							
							屋外 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>730円</u>							
												菅田小 学校	屋内 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>310円</u>	
													屋外 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>730円</u>	
												東第一 小学校	屋内 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>310円</u>	
													屋外 運動 場	<u>150</u> 円	<u>100</u> 円	<u>60分</u> <u>730円</u>	
備考 (略)						備考 (略)											

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市立金山小学校、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を統合するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 小学校の位置及び名称から、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を削ります。

(別表第1関係)

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく、学校を学校教育の目的以外の目的に使用する場合の施設から、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を削ります。

(別表第3関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行します。

(附則関係)